

**令和7年度 公益財団法人岐阜県国際交流センター
専門職員「在住外国人支援相談員（ベトナム語）」の募集について**

公益財団法人岐阜県国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）では、多文化共生社会の推進に強い関心があり、特に在住外国人の生活支援に対して積極的に貢献しようとする高い志を持った方を募集します。

募集要項

1 職 名 専門職員「在住外国人支援相談員（ベトナム語）」

2 職 種 一般事務

3 募集人数 1名

4 勤務地

岐阜市柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル2階

5 業務内容

岐阜県在住外国人相談センター（岐阜県在住外国人のための一元的相談窓口）における相談、通訳、翻訳等業務（ベトナム語関係）

6 雇用期間

令和7年4月1（火）から令和7年12月26日（金）まで

※ 本件雇用は、職員の育児休業に伴う有期労働契約です。

ただし、育児休業期間の延長等の諸事情により、継続雇用を必要とし、かつ、勤務実績が良好であったことを前提として、国際交流センターからの継続雇用の申し出に対して被雇用者が了承した場合には、在住外国人支援相談員としての雇用の更新ができるものとします。（この場合、最初の更新後の雇用期間は令和8年3月31日までとしますが、上記と同様の事由により、再度の雇用更新（雇用期間1年）ができるものとします。以後、通算5年を限度に同様の対応とします。）

7 勤務日、休日、勤務時間等

(1) 勤務日

原則として、月曜日から金曜日まで（週5日）

※ 国際交流センターの開館日が日曜日から金曜日になっていることにより、月1

回程度の日曜日勤務（日曜当番）を行う場合があります。

※ 業務の都合上、日曜日勤務（日曜当番）のほかに、休日に勤務を命じる場合があります。（原則として、週休日の振替で対応）

※ 毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制を採用しています。

(2) 休日・休暇

ア 土曜日及び日曜日

イ 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

ウ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

エ その他国際交流センター理事長が定める日

オ 年次有給休暇 10日

(3) 勤務時間

午前9時30分から午後4時30分まで（6時間勤務）

※ 業務の都合上、勤務時間帯を前後にスライドする場合があります。

※ 業務の都合上、所定の勤務時間を超えて勤務を命じる場合があります。（8時間までの勤務に対しては通常の報酬を支給し、8時間を超過する勤務に対しては時間外勤務手当を支給します。）

(4) 休憩時間

正午から午後1時まで（1時間）

※ 相談への対応等のため休憩時間帯に業務に従事した場合は、従事時間に相当する時間数について、別途、所定の勤務時間の途中に休憩時間を設けます。

8 報酬及び手当

(1) 報酬（時給制）

1時間当たり2,140円（令和6年度実績）

(2) 手当

実情に応じて、「通勤手当」、「時間外勤務手当」、「夜間勤務手当」及び「休日勤務手当」を支給します。

9 各種保険

社会保険（健康・厚生年金・介護（該当者））、雇用保険及び労災保険に加入します。

10 応募資格等

(1) 必須要件

① 日本語及びベトナム語に係る十分な語学能力【読む・聞く】を有すること。

日本語及びベトナム語で書かれた文書の内容を的確に把握できる読解力を有し、日常生活の場面だけでなく、相談対応等を行う上でも、日本語及びベトナム語を使用

した会話の内容を正確に理解できること。(外国籍の方は、日本語能力が日本語能力試験(JLPT) N2程度以上あること)

- ② 日本語及びベトナム語に係る十分な語学能力【話す・書く】を有すること。
日本語及びベトナム語を使用した日常会話、相談等に対し、意思疎通を支障なく図ることができるほか、日本語及びベトナム語の適切な表現を用いて、内容等が読み手に明確に伝わる文書を作成することができること。
- ③ パソコンの基本操作技術(ワード、エクセル、パワーポイント等)を有すること。
- ④ 外国籍の方にとっては、国際交流センターで就労できる有効な在留資格を有すること。
- ⑤ 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 望まれる経験、資格等

- ① 多文化共生推進事業に関する知識・経験があることが望ましい。
- ② 3年以上の社会人経験を有することが望ましい。
- ③ 普通自動車運転免許を有することが望ましい。

11 応募、選考方法等

(1) 第1次選考 書類審査

- ① 提出書類 ※ 応募者が作成する提出書類は、すべて日本語で表記してください。
 - ア 履歴書(JIS規格、顔写真貼付必要)
※ 確実に連絡がつく電話番号(携帯等)を必ず記載してください。
 - イ 職務経歴書
 - ウ 作文(次のテーマについて、自筆によりA4判用紙800字程度で記述してください。原稿用紙である必要はありません)
テーマ : 「県内在住外国人の相談対応業務を行う上での心構え」について
 - エ 日本語能力に関する資料
外国籍の応募者は、日本語能力を証明する資料(日本語能力試験(JLPT)の日本語能力認定書などの写し)を提出してください。
 - オ ベトナム語能力に関する資料
ベトナム語以外(日本語を含む)を母国語とする応募者は、ベトナム語能力を証明する資料があれば、その写しを提出してください。
 - カ 紹介状(ハローワークを通じた応募の場合のみ)

- ② 書類提出期限 令和7年3月6日(木)午後5時<必着>
- ・ 応募方法は、郵送又は持参のいずれかに限らせていただきます。
 - ・ 国際交流センターに持参される場合、令和7年3月6日(木)午後5時を過ぎたときは、いかなる理由があっても受け付けませんので、十分注意してください。
 - ・ 郵送の場合は、「簡易書留」、「特定記録」等の郵送記録が残る方法で送付してください。封筒には、「在住外国人支援相談員応募書類在中」と朱書してください。
- ※ 令和7年3月6日(木)午後5時を過ぎて到達した場合は、いかなる理由があっても受け付けませんので、十分余裕をもって提出してください。
- ・ 応募書類は返却しませんので、ご了承ください。(選考終了後、処分いたします。)
- ③ 第1次選考結果発表 令和7年3月10日(月) <予定>
- ・ 合格者に対しては、第1次選考結果発表日に電話連絡するとともに、郵送で通知します。
 - ・ 不合格の場合は、郵送のみの通知とします。

(2) 第2次選考 **面接審査**・**通訳実技及び翻訳**

- ① 選考実施日 令和7年3月17日(月)
- ・ 面接時刻等の詳細については、第1次選考合格者に対して、別途連絡します。
- ② 最終選考結果発表 令和7年3月19日(水) <予定>
- ・ 最終合格者に対しては、最終選考結果発表日に電話連絡するとともに、郵送で通知します。
 - ・ 不合格の場合は、郵送のみの通知とします。
- ③ 注意事項(外国籍の受験者のみ)
- ・ 第2次選考実施日(令和7年3月17日(月))に在留カード両面の写しを提出してください。また、原本を確認しますので在留カードをご持参ください。

12 その他

外国籍の合格者に対しては、国際交流センターで就労できる有効な在留資格を有していることを確認させていただきます。

13 申込み・問合せ先

〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12番地 岐阜中日ビル2階
公益財団法人岐阜県国際交流センター 担当者：鷺見
電話：058-214-7700
e-mail：gic@gic.or.jp